

## 3.2 財源の確保(補助事業の活用)

**地域脱炭素の推進のための交付金**  
(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

【令和5年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】環境省  
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

**1. 事業目的**

**2. 事業内容**

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒して実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の重点実施等を支援する。

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が得益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

**3. 事業スキーム**

■ 事業形態 交付金 交付率: (1) ①、(2) 原則2/3※  
(1) ② 2/3~1/3等

■ 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部3/4

■ 実施期間 令和4年度~令和12年度

お問い合わせ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233

令和5年度予算及び令和4年度補正予算 脱炭素化事業一覧(環境省)

**4. 事業イメージ**

2020 2025 2030 ..... 2050

地域特性に応じた取組の実施に道筋 2030年度までに実行 全国で多くの脱炭素トランジション 2050年を待たずに脱炭素地域社会を全国で実現

① 少なくとも100か所の脱炭素先行地域  
② 重点対策を全国津々浦々で実施

経済・雇用 再エネ・自然資源地産地消 快速・利便 再エネ・省エネ向上、公共交通  
地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生へ  
循環経済 生産性向上、資源活用 防災・減災 非常時のエネルギー確保 生態系の保全

<参考: 交付スキーム>

(a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体

(b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

## 3.2 財源の確保(補助事業の活用)

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容			
事業区分	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	重点対策加速化事業	特定地域脱炭素移行加速化交付金
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市: 1MW以上、その他の市町村: 0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業(①は必須) ① 再エネ設備整備(自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限定) ・再エネ発電設備: 太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備: 地中熱、温泉熱等 ② 基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネナシステム等 ③ 省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ(電動車、充電設備等) ・その他省CO2設備(高効率換気、空調、コージェネ等) (2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業等	①~⑤のうち2つ以上を実施(①又は②は必須) ① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限定) (例: 住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ② 地域共生・地域裨益型再エネの立地(例: 未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導(例: 新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上(例: ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ ゼロカーボン・ドライブ※2(例: 地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2再エネとセットでEV等を導入する場合に限る ①③は国の目標を上回る導入率、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。	民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が得益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術(再エネ、省エネ、蓄エネ)等の導入を支援する。
交付率	原則2/3 ※1①(太陽光発電設備を除く)及び②において、財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は3/4、②③の一部は原則	2/3~1/3、定額	原則2/3 ※1
事業期間	おおむね5年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要(計画に位置つけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		

令和5年度予算及び令和4年度補正予算 脱炭素化事業一覧(環境省)